

第3回 富山県入札契約適正化検討委員会

日時 平成19年5月8日(火)
午後2時～4時
場所 県庁4階大会議室

1 開 会

2 検討課題についての審議

- (1) 一般競争入札の拡大と地域要件の設定
- (2) 総合評価方式の拡充
- (3) 著しい低入札に対する対策

3 閉 会

1 一般競争入札の対象範囲の拡大と地域要件の設定

(1) 一般競争入札の対象範囲の拡大

(検討事項)

- ・ 30～50百万円未満の工事について、一般競争入札へ移行すべきか
- ・ 20～30百万円未満の工事について、一般競争入札へ移行すべきか
 - ※ 現在は20～50百万円の4割について一般競争入札を実施
- ・ 10～20百万円未満の工事について、一般競争入札を導入すべきか
 - ※ 拡大する場合は段階的に実施すべきか

(論点)

- ・ 全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針では、「一般競争入札の適用範囲を拡大し、当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札による」としている。
- ・ 50百万円未満の工事を一般競争入札の対象とした場合、対象工事の件数が非常に多くなるため、審査事務が大幅に増加するとともに、契約までに日数を要し工事の発注が遅延する。

公共工事の入札契約の公正性、透明性、競争性をより一層高めるため、事後審査方式の導入や電子配付の試行拡大などの事務量削減策、他の業務の効率化を実施することにより、一般競争入札(条件付き)の対象範囲を拡大する。

(取りまとめ(素案))

- ・ 災害復旧工事など早急に対応が必要な工事等を除き、平成19年10月から、20百万円以上のすべての工事を、原則として、一般競争入札(条件付き)とする。

(素案の考え方)

- ・ 一定の技術力、経営力を有しているB等級までを一般競争入札の対象。
- ・ C等級以下の企業が対象となる10百万円以上20百万円未満の工事は、件数が大幅に増加することから、平成19年度の実施状況を見極めつつ、平成20年度以降の拡大を検討するものとする。

(参考)

① 他県における一般競争入札の対象範囲の拡大状況

区分	H19年度中	H20年度以降	備考
5千万円以上まで拡大	22県 (9県)	20県 (16県)	富山県(現行)
4千万円以上まで拡大	3県	2県 (1県)	
3千万円以上まで拡大	6県	2県 (1県)	
2千万円以上まで拡大	2県	2県 (2県)	富山県(見直し案)
1千万円以上まで拡大	6県	11県 (1県)	
250万円以上まで拡大	8県	10県	
*未定・検討中	9県	21県	

※19年3月総務省、国土交通省調査結果をもとに作成。

※県数は価格帯全体を一般競争入札の対象とした下限額で計上。

※()は未定・検討中の県数(現在の状況)

②一般競争入札拡大に伴う事務処理時間の増減

出先機関 本庁

○指名競争 → 一般競争(事後審査) 8.6時間/件増 +6日程度 +8日程度

○一般競争(事前審査) → 一般競争(事後審査) △4.0時間/件増 ▲1日程度 ▲6日程度

(単位:時間)

設計金額	入札件数 (H18実績)	事務処理時間の増減				備考
		現行 (4割)	すべて (6割増)	計	実施割合 (累計)	
300百万円～	10件	—	—	—	0.5%	
50～300百万円	76件	+280	—	+280	4.4%	本庁分80h、出先分200h
30～50百万円	351件	▲560	+1,820	+1,260	22.2%	
20～30百万円	314件	▲500	+1,620	+1,120	38.2%	
合計	751件	▲780	+3,440	+2,660	38.2%	1事務所 215h、1月当たり 18h増

設計金額	入札件数 (H18実績)	実施割合	20百万円 以上の事務 処理時間増	事務処理時 間の増	計	実施割合 (累計)	備考
10～20 百万円	542件	2割に拡大	+2,660	+940	+3,600	43.7%	1事務所 290h、1月当たり 25h増
		5割に拡大		+2,330	+4,990	52.0%	1事務所 410h、1月当たり 35h増
		すべて実施		+4,660	+7,320	65.7%	1事務所 600h、1月当たり 50h増
～10百万	675件		—	—	—	—	
合計	1,968件						

※1事務所当たりの時間数は、12事務所(土木部8事務所、農林水産部4事務所)で試算

※1事務所当たりの入札担当職員数は概ね2～4人

(2) 地域要件の設定

(検討事項)

一般競争入札の拡大により競争性を高めることが求められているが、一方、地域の安全安心を支える建設業の存続も大切であることから、これらの点を考慮して、どのような地域要件を設定すべきか

(論点)

全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針では、

- ・ 一般競争入札の地域要件を設定するに当たっては、応札可能者は20～30者以上を原則とする。
- ・ 地元中小企業は災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きいとされている。

応札可能業者数は20～30者程度を目安としつつ、災害時の対応や除雪協力など地域社会に様々な貢献し、技術力に優れた建設企業による競争性を高めるため、地域要件を見直す。

(取りまとめ(素案))

近県の地域要件の設定状況も踏まえ、次のとおりとする。

(単位:百万円)

設計額	現行	見直し案
2,410～	入札参加条件を満たす者すべて	現行どおり
1,000～2,410	(原則) 県内企業と県外企業によるJV	(原則) 県内企業のみによるJV ※特殊工事等は県内と県外企業によるJV
300～1,000	(原則) 県内企業のみによるJV ※特殊工事等は県内と県外企業によるJV	} 現行どおり
100～300	(原則) 県内企業	
20～100	(原則) 土木センター管内の企業	
～ 20	(原則) 旧土木事務所管内の企業	

※ 建築一式工事、建築附帯工事の地域要件については、資料編 ページを参照。

(素案の考え方)

- ・ 応札可能企業が土木センター管内で20者以上確保されていること。
- ・ 各事務所管内の各等級の企業が様々な除雪協力などで地域社会に貢献していること。などから、基本的には現行どおりとする。

(参考)

①北陸・中部各県の設定状況

入札方式	地域要件の内容
○一般競争入札 (※WTO)	・入札参加条件を満たす者すべて 9 県 (海外の業者も参加可能)
○一般競争入札 (10億円以上)	・県内業者・県外業者によるJV(富山県) 1 県 ・県内業者又は県内業者によるJV(※) 8 県
○一般競争入札(10億円未満) ○公募型指名競争入札	・県内業者又は県内業者によるJV(富山県) 9 県

※ 集計対象:富山、石川、福井、新潟、岐阜、長野、愛知、静岡、三重の9県

※ WTO:特定調達契約に係る制限付き一般競争入札のこと。

※ JV:特定の建設工事の施工にあたり結成する事業組織体(共同企業体)のこと。

②県工事实績(一般土木工事)の保有企業数

(単位:者)

等級	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部		
A	11	20	36	11	30	8	9	26	151
B	17	26	57	14	38	22	6	33	213
C	17	24	49	10	29	11	5	18	163
D	10	21	29	15	29	12	4	12	132
計	55	91	171	50	126	53	24	89	659

※ 企業数は平成16年度以降の施工実績(工事成績)を有する者を計上。

③除雪委託企業数(平成17年度実績)

(単位:者)

等級	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部		
A	11	12	16	6	11	6	5	19	86
B	9	9	35	4	5	8	2	19	91
C	5	8	23	2	8	4	2	5	57
D	12	1	23	8	4	1	3	2	54
その他	9	5	26	7	3	1	4	1	56
計	46	35	123	27	31	20	16	46	344

※等級は平成17・18年度の入札参加資格。その他は造園等の業者数

④災害協定参加企業数

(単位:者)

等級	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部		
A	10	19	36	11	30	8	9	27	150
B	17	23	54	16	42	20	6	36	214
C	16	16	54	11	33	9	4	21	164
D	22	17	56	24	71	8	3	21	222
計	65	75	200	62	176	45	22	105	750

※企業数は平成18年12月現在で登録されている者を計上。

2 総合評価方式の拡充について

(検討事項)

- ・試行件数をどの程度拡大するのがよいか。
- ・対象工事を土木工事(一般土木)に限定すべきか。

(論点1)

・国土交通省は原則すべての工事で総合評価方式を実施しており、全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針でも、「談合防止にも効果があるといわれている総合評価方式の拡充を図るべきである」としている。

(論点2)

- ・総合評価方式の拡充にあたっては、技術提案の審査のために事務量が増えるとともに、入札までに日数を要する。
- ・全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針においても、学識経験者からの意見聴取を含む審査手続の簡略化が課題とされている。

(取りまとめ(素案))

総合評価方式については、今後とも拡充を図っていくこととする。

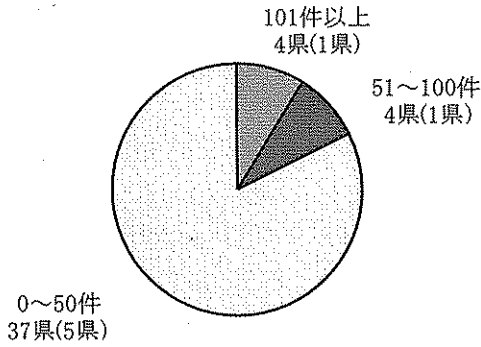
平成19年度においては、対象工種を限定せず、事務量の増加等も勘案しつつ、2千万円以上の工事のうち、100件程度で試行することとする。

平成20年度以降については、試行結果の検証を踏まえ拡充を図ることとする。

試行工事の選定方法

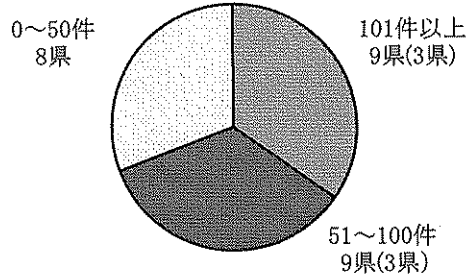
- ・多様な工事・工種や今後主流となる一般競争入札における具体的な課題及び定量的な事務量の増加を把握するため、対象工事・工事価格及び対象となる業者を拡大し幅広く試行する。
- ・型式ごとの試行件数や工事選定については、各型式の対象工事の割合や工事の技術的内容等を勘案してバランスよく選定する。

(参考)他県の実施状況及び実施予定
ア H18年度実施状況



※ 2月26日現在(45県の回答)

イ H19年度実施予定



※ 4月6日現在(件数で回答した26県)

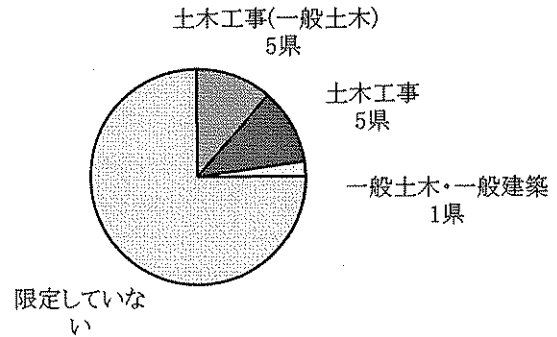
※ ()内は、特別簡易型(簡易な施工計画を要しない型式)を採用している県

(参考)対象工種の設定状況

ア 本県の工種別発注件数

工事	発注工種	件数	割合
土木工事	一般土木	527	69.4%
	AS舗装等	54	7.1%
	鋼橋上部工等	23	3.0%
	法面処理等	58	7.6%
	その他	24	3.2%
建築工事	一般建築	27	3.6%
	その他	34	4.5%
その他(特殊工事)	その他	12	1.6%
計		759	

イ 他県の対象工種の設定状況(H18年度)



※設計額2千万円以上の工事(H17年度実績・災害復旧工事を除く)

(参考)平成18年度の試行結果

NO	土木部・農林水産部の別	予定価格 (税抜) (千円)	落札額 (税抜) (千円)	落札率 (%)	落札者			備考
					価格順位	技術加算点 (点)	技術加算点 順位	
					分母は入札参加者数	満点:15点	分母は入札参加者数	
簡易型A	1 土木部	41,530	37,000	89.1	1/13	12.81	1/13	価格同額
	2 土木部	43,380	41,000	94.5	1/12	9.16	7/12	
	3 土木部	57,710	54,000	93.6	1/13	11.95	1/13	
	4 土木部	54,400	51,000	93.8	1/12	10.9	1/12	
	5 土木部	40,960	39,700	96.9	1/13	15	1/13	
					落札者の技術加算点の平均=11.96			
					分母は入札参加者数	満点:10点	分母は入札参加者数	
簡易型B	1 土木部	33,160	32,000	96.5	1/13	8.33	5/13	
	2 土木部	25,110	24,400	97.2	1/11	8.33	5/11	
	3 農林水産部	29,700	28,500	96.0	1/10	6.67	4/10	
	4 農林水産部	28,200	27,500	97.5	1/13	8.33	2/13	
	5 土木部	21,960	21,500	97.9	1/13	9.17	1/13	
	6 土木部	26,220	18,000	68.6	1/13	8.33	4/13	
	7 農林水産部	19,100	18,400	96.3	1/13	10	1/13	
	8 土木部	20,750	20,000	96.4	1/12	7.5	9/12	
	9 土木部	23,580	22,800	96.7	1/13	6.67	6/13	
	10 土木部	20,086	18,200	90.6	2/13	10	1/13	
	11 土木部	26,090	25,000	95.8	1/13	7.5	7/13	
	12 土木部	27,190	26,000	95.6	1/14	9.17	3/14	
					落札者の技術加算点の平均=8.33			

3 著しい低入札に対する対策

(検討事項)

- ・ 現行の低入札価格調査制度を今後も維持することでよいか。
- ・ 原価割れが予想されるような著しく低価格で、工事の適正な施工が行われないおそれ大きいと考えられる入札を失格とする数値判断基準について導入すべきか。

(論点)

- ・ 著しい低価格入札は、一般的に工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等につながりやすい。
- ・ 著しく低価格で入札をした者と契約することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある。

最低制限価格制度の廃止に伴い、昨今、極端な低入札が見られる。工事の品質確保や下請企業へのしわ寄せの防止等を図るため、明らかに原価を割り込むような著しい低入札を失格とする数値判断基準(失格基準)を設定するなど、低入札に対する対策を講じる。

(1) 数値判断基準(失格基準)の新設(素案)

入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × (指数値)

(※1) 調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。

(※2) 工場生產品費の割合が高い(概ね7割を超えるもの)電気設備工事等は適用除外とする。

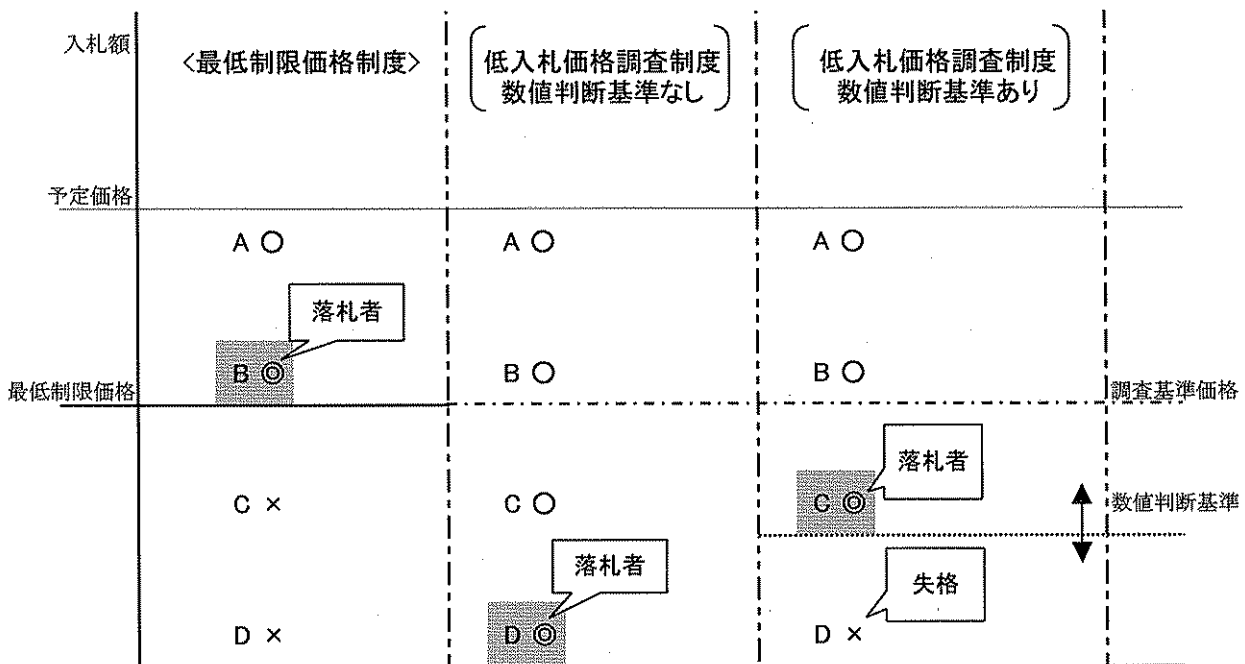
(素案の考え方)

- ・ 原価割れが予想されるような著しい低価格での入札は、
 - ア 工事の適正な施工がなされないおそれがあり、また、下請企業へのしわ寄せ等につながりやすいこと。
 - イ 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあること。などから、極端に低い価格での入札を排除する数値判断基準(失格基準)を導入する。
- ・ 国の入札契約適正化・支援方策では、低入札価格調査制度については、「具体的な判断基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図ること」、最低制限価格については、「応札結果を反映して変動するような方法などにより適切に設定すること」とされている。
- ・ 機械器具は納品時に検査が行われ品質が確保されているため、導入の必要性は低い。

(参考) 数値判断基準(失格基準)の比較

	入札額等を基に設定	設計額を基に設定
算出式	入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均価格) × (指数値)	次の一つでも満たさない場合 ①直接工事費 ≥ 設計上の直接工事費 × 0.75 ②共通仮設費 ≥ 設計上の共通仮設費 × 0.6 ③現場管理費 ≥ 設計上の現場管理費 × 0.4 ④一般管理費 ≥ 設計上の一般管理費 × 0.3
評価	○ ・企業側の見積り努力を評価 ・入札額の活用により業者から類推しづらい。 ・数値判断基準の下限が際限なく下がる可能性あり。	△ ・企業側の見積り努力の評価など低入札価格調査制度導入の趣旨にそぐわない。 ・実質、最低制限価格の復活

<最低制限価格制度・低入札価格調査制度での落札者決定方式>



(2) 施工体制の点検強化等

工事の品質確保や下請業者へのしわ寄せの防止等を図るため、低入札価格調査の対象となる工事は、従来どおり監督、検査の強化や重点的な工事監察を行うが、さらに次のとおりの対策を講じる。

ア 下請取引実態調査と必要に応じた立入検査の実施

- ・ 下請工事へのしわ寄せが行われていないか確認するため、低入札価格調査対象工事の元請業者、一次下請業者を対象に取引実態を調査
- ・ 建設業法違反が疑われる場合は、建設業法に基づき立入検査を実施

イ 施工体制台帳・施工体系図の作成等

- ・ 下請契約の請負代金が30百万円未満の工事についても、施工体制台帳・施工体系図を作成し、監督員に提出(30百万円以上の工事と同様の取扱い)

ウ 段階確認、中間検査・完成検査及び工事監察の運用強化

(段階確認、中間検査)

- ・ 監督要領において工事の重要度、規模、難易度に応じて複数の対応を定めている項目について、原則、より上位の方法で実施

(中間検査、完成検査)

- ・ 段階確認・中間検査状況等を勘案のうえ、必要に応じて県建設工事検査技術基準で定める測定密度を高めて、中間検査・完成検査を実施

(工事監察)

- ・ 工事規模に応じて施工体制の点検等を複数回実施

エ 粗雑工事における指名停止期間の加重

- ・ 低入札に係る工事で粗雑工事が行われた場合、次のとおり期間を延長
(現行) (見直し案)

期間 1月 → 3月 (国の取扱いに準拠)